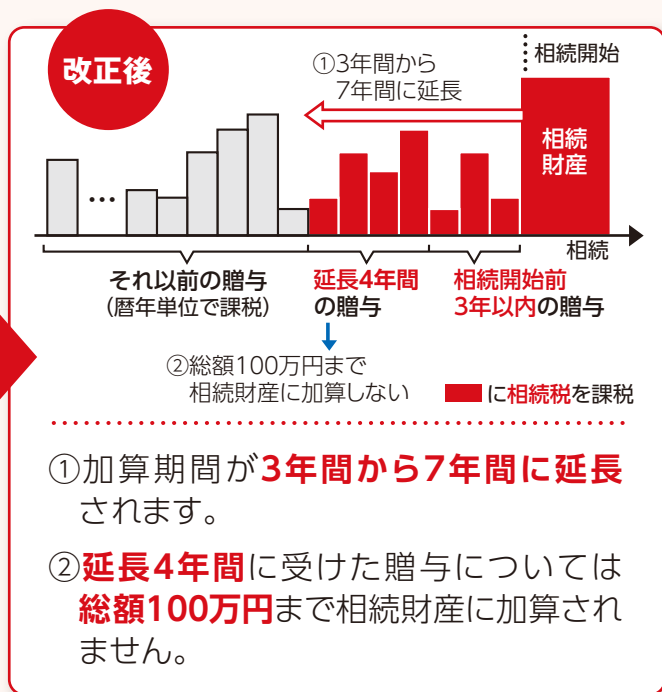
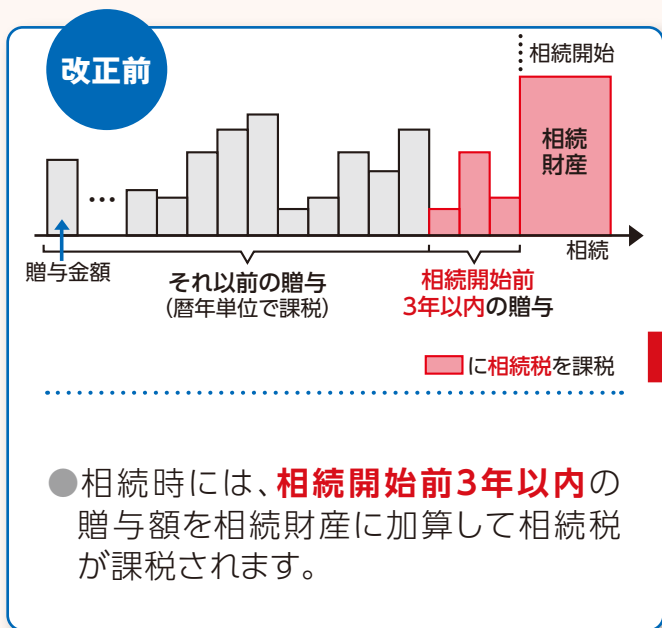


〈贈与〉暦年課税における主な改正

- ▶ 令和6年1月1日以後に受けた贈与について適用されます。
- ▶ 暦年課税において、贈与を受けた財産を相続財産に加算する期間を相続開始前3年間から7年間に延長し、延長した4年間に受けた贈与のうち総額100万円までは相続財産に加算しない見直しが行われます。



※出所:財務省ホームページより加工

暦年課税とは

- ・ 1月～12月までの1年間に受けた贈与に対して課税する制度です。
- ・ 誰でも利用可能な制度で、年間110万円の基礎控除があり、その年の贈与金額が110万円以下であれば贈与税の申告は不要です。
- ・ 直系尊属から、18歳以上の者が贈与を受けた場合には税率の軽減があります。
- ・ 納付済贈与税額は相続税額から控除することができます。

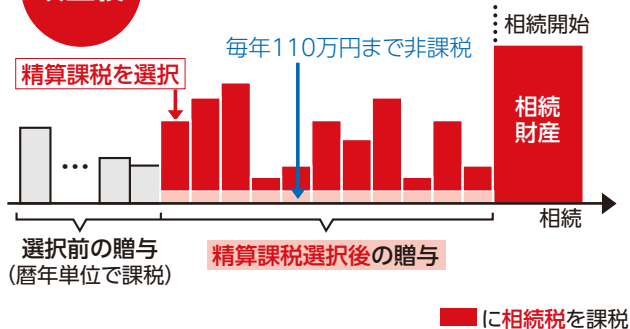


相続時精算課税については裏面をご覧ください

## 〈贈与〉相続時精算課税における主な改正

- ▶ 令和6年1月1日以後に受けた贈与について適用されます。
- ▶ 相続時精算課税について、現行の暦年課税の基礎控除とは別途、**110万円の基礎控除**が創設されます。
- ▶ 相続時精算課税で贈与を受けた土地・建物が災害により**一定以上の被害**を受けた場合に、相続時にその課税価格を再計算する見直しを行います。

### 改正後



- 毎年、**110万円**までは課税されなくなります。これは暦年課税の基礎控除とは別の措置です。
- 土地・建物が災害で**一定以上**の被害を受けた場合は相続時に再計算されます。

※出所:財務省ホームページより加工

### 相続時精算課税とは

#### 〈贈与時の取扱〉

- ・ この制度を選択した場合は、累積贈与額(令和6年1月1日以降の贈与については、基礎控除後の金額で計算)が2,500万円までは贈与税が非課税となり、2,500万円超の部分は一律20%課税されます。
- ・ 60歳以上の親・祖父母から18歳以上の子・孫に対しての贈与が対象となります。
- ・ 本制度を選択後、その贈与者からの贈与財産については暦年課税制度は利用することができません。

#### 〈相続時の取扱〉

- ・ 相続時は、累積贈与額を相続財産に加算して相続税が課税されます。納付済贈与税額は相続税額から控除・還付を受けることができます。

## ご参考:暦年贈与があった場合の相続税の計算方法

### 【計算例】

※債務は考慮していません

相続人:配偶者、子2人(子A、子B)、法定相続割合で分割

不動産・金融資産等 1億円(生命保険なし)

暦年贈与 子A・Bともに相続開始前7年間で770万円、相続開始前3年以内に330万円贈与

#### 従来の 計算方法

財産額合計 = 1億円 + (330万円 + 330万円) = 1億660万円

相続税総額 = 約729万円(配偶者の税額軽減利用せず)

#### 令和6年1月1日 以後の 計算方法

財産額合計 = 1億円 + (670万円 + 670万円) = 1億1,340万円

・ 子A・Bとも過去7年間計770万円贈与、うち4~7年間の贈与額は440万円(770万円 - 330万円)  
440万円 > 100万円より、相続財産への加算額は670万円(770万円 - 100万円) ※

相続税総額 = 約845万円(配偶者の税額軽減利用せず)

※相続開始から7年以内の暦年贈与を行った金額は相続財産に加算されます。ただし、相続開始から4~7年までの間に贈与した財産については贈与を受けた人ごとに総額100万円までが加算対象から除かれます。

注) 相続税の詳細については、お近くの税務署や税理士にご確認ください。当社では、税理士同席による個別相談会も開催しておりますので、ぜひ、ご活用ください。

ご不明な点等ございましたらお気軽にお近くの当社本支店までお問い合わせください。